

2018年11月14日第8回公開研究会

「核兵器と憲法・再論：「原子爆弾と憲法」から
「朝鮮半島の非核化」まで」

報告者：浦田賢治さん

(早稲田大学名誉教授/ 国際反核法律家協会副会長/ 本会呼びかけ人)

朝鮮半島の平和実現への歴史的な可能性が開かれる一方で、安倍「9条改憲」の動きがいよいよ緊迫してきました。そうした複雑な現実を長期的な視野と洞察によって理解するため、今回の研究会は本会呼びかけ人でもある浦田賢治さんにご報告をお願いしました。

浦田賢治さんの参考論文：「核兵器と憲法：朝鮮半島の核危機をどうみるか」政経研究時報 No. 20-1 (2017. 9) 1-6 頁。

「核時代の法ニヒリズムに挑戦する：朝鮮半島核問題の解決めざして」法と民主主義 No. 525 (2018-1) 4-10 頁。「人類を平和へと導くために：日本国憲法の構想力を改めて問う」

「政経研究時報」原稿 2008年8月16日脱稿

* 第2次世界大戦で米国は原子爆弾を製造し使用した。これは米国憲法に照らして、

どう考えたらいいのか？そもそも憲法とは何だろうか？

「二重憲法」とは？

* 核時代はヒロシマ・ナガサキの惨禍をもたらした。その後、日本国憲法の前文と9条が制定された。

このことを憲法学は、どう考えたらいいのか？

* 米国は戦後世界の“脱植民地化”をすすめた。だが米ソの冷戦体制が解体したあとも、大日本帝国が植民地にした朝鮮半島では、いまなお「朝鮮戦争」が終わっていない。昨年まで米国と北朝鮮

(朝鮮民主主義人民共和国) が互いに核攻撃を含む威嚇行動をしてきた。これをどう考えたらいいのか。

* 北朝鮮は、いまなお日本と国交がない。米国とも「終戦宣言」さえできないでいる。これらを、

どう考えたらいいのか？「朝鮮半島の非核化」について考える。

*日本の「ヒバクシャ」の働きが、ようやく核兵器禁止条約のなかに書き込まれた。だが日本国政府

は、この条約を拒絶している。これは日本国憲法に反する行為ではないのか。

*日本の知識人として、こうした問題の新しい研究成果を発表したい。（浦田賢治）

講演会動画 2時間4分36秒

<https://www.youtube.com/watch?v=rCUMIk1eRUE&feature=youtu.be>

